

令和3年3月8日

幹 事 各 位

中小企業福祉事業団
事務組合事業課

【重要】中小企業福祉事業団 事務組合営業についてのご連絡

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、中企団労働保険事務組合では、緊急事態宣言を受け感染症予措置を強化し、本措置は3月7日まで延長するとお伝えしておりました。しかし、1都3県で3月21日まで宣言期間の再延長がなされた状況にあり、仮にこの宣言が早い段階で解除されたとしても、事態の終息はまだ先になるものと思われまます。

年度更新時期を迎えるにあたり、中企団としましても、幹事社労士各位および職員の安全を第一に考え、窓口及び事務所内が混雑する状況を避けるべく、政府が定める延長期間に関わらず、本措置を5月31日まで延長することといたしました。

つきましては、先にご案内しております施策も含め、改めて以下の通りご案内いたしますので、ご確認のほど宜しくお願いいたします。

■感染症予防策の実施期間について

～5月31日（月）まで

■窓口の取り扱いについて

【事務組合窓口】

閉鎖します（郵送（委託、解除手続きを含む）、電話、メール、FAXでの対応となります）。

【事務組合電話窓口】

火・木曜日は受付を停止します。

月・水・金曜日は下記時間の電話受付を継続します。

10:00～16:00（※11:30～13:00を除く）

※メールでご連絡をいただいた場合、緊急の内容につきましては順次折返しご連絡します。

⇒ jimukumiai@chukidan-jp.com

※各手続きの受付につきましては、社内対策（在宅勤務、時短勤務等）の都合上、事務処理に時間がかかる場合がございますので、予めご了承くださいとともに、日にちに余裕を持った手続きをいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

※FAQサイトもございますので、是非ご活用ください。

⇒ <https://helpfan.jp/user/chukidan>

ログインID：ckdfaq

パスワード：jimukumiai



ご不便をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

敬具